

## 議案第16号

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第78号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、公共施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に、公民館等の使用料等を改めるため、関係条例を改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例

(愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例(平成17年愛西市条例第78号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第11条関係)

公民館施設使用料

(単位:円)

使用料及び 使用時間 施設の名称		使用料					全日 9:00~ 21:00	
		午前 9:00~ 12:00	午後 12:00~ 13:00		13:00~ 17:00	17:00~ 18:00		夜間 18:00~ 21:00
佐 織 公 民 館	ホール	11,070		14,760		11,070	36,900	
	練習室	840	280	1,120	280	840	3,360	
	和室	1,140	380	1,520	380	1,140	4,560	
	視聴覚室兼 音楽室	1,620	540	2,160	540	1,620	6,480	
	美術実習室	1,620	540	2,160	540	1,620	6,480	
	料理実習室	1,620	540	2,160	540	1,620	6,480	
	会議室	1,620	540	2,160	540	1,620	6,480	
	研修室	1,830	610	2,440	610	1,830	7,320	
永 和 地 区 公 民 館	講堂	1,830	610	2,440	610	1,830	7,320	
	会議室	1,140	380	1,520	380	1,140	4,560	
	実習室	840	280	1,120	280	840	3,360	
	和室	840	280	1,120	280	840	3,360	

備考

- 1 使用時間を延長又は繰り上げて使用する場合は、その1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該使用時間区分の当該使用料の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 2 当日の使用時間には、会場の準備及び片付け時間を含むものとする。

（愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成23年愛西市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

会館施設使用料

（単位：円）

使用料及び 利用時間 施設の名称	使用料					
	午前	午後			夜間	全日
	9:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 18:00	18:00~ 21:00	9:00~ 21:00
ホール	11,070 (6,000)	/	14,760 (8,000)	/	11,070 (10,000)	36,900 (24,000)
第1和室	840	280	1,120	280	840	3,360
第2和室	1,140	380	1,520	380	1,140	4,560
料理実習室	1,620	540	2,160	540	1,620	6,480
研修室	1,620	540	2,160	540	1,620	6,480
第1会議室	1,140	380	1,520	380	1,140	4,560
美術実習室	1,140	380	1,520	380	1,140	4,560
第2会議室	1,620	540	2,160	540	1,620	6,480
視聴覚室	1,140	380	1,520	380	1,140	4,560

大研修室	1,830	610	2,440	610	1,830	7,320
陶芸教室	840	280	1,120	280	840	3,360

(愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第11条関係）

(単位：円)

使用区分			午前	午後1	午後2	午後3	夜間（照明含む。）	全日
			9:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 18:00	18:00~ 21:30	9:00~ 21:30
愛西市親水公園総合体育館	専用	メインアリーナ 全面	4,740	1,580	6,320	1,580	7,630	21,850
	共用	メインアリーナ 半面	2,370	790	3,160	790	3,810	10,920
		サブアリーナ	2,370	790	3,160	790	3,810	10,920
		弓道場	3,060	1,020	4,080	1,020	4,620	13,800
		会議室1	1,140	380	1,520	380	1,330	4,750
		会議室2	1,140	380	1,520	380	1,330	4,750
		会議室3	840	280	1,120	280	980	3,500
		ミーティンググループ	840	280	1,120	280	980	3,500
		役員控室	840	280	1,120	280	980	3,500
個人使用	弓道場	200	100	300	100	400	1,100	
	トレーニンググループ	10:00~21:00 使用券（1回券） 大人（高校生以上） 300 中学生 200						

		回数使用券(6枚つづり) 大人(高校生以上) 1,500 中学生 1,000 1箇月使用券 大人(高校生以上) 3,500 中学生 2,300		
附 属 設 備	区分	名称	単位	金額
	舞台用設備	舞台照明・操作卓・演台(メインアリーナ)	一式	3,000
	音響設備	移動操作卓・マイク(メインアリーナ)	一式	1,600
		移動操作卓・マイク(サブアリーナ)	一式	1,600
		レクチャーアンプ・マイク(会議室第1・2)	一式	1,000
		拡声装置・マイク(屋内用)	一式	800
	その他	プロジェクター・スクリーン	一式	800
		テレビ・ビデオ	一式	800
		移動観覧席(サブアリーナ) 15 2席	一式	2,000
		可動ステージ(サブアリーナ)	一式	1,000
<p>&lt;備考&gt;</p> <p>1) 冷暖房を使用するときは、1時間につき次の金額を加算する。 メインアリーナ全面・半面 2,000円 サブアリーナ 1,000円</p> <p>2) 夜間を除き照明を使用するときは、1時間につき次の金額を加算する。 メインアリーナ全面 600円 メインアリーナ半面 300円 サブアリーナ 300円 弓道場 300円</p> <p>3) 会議室は、一室当たりの金額とする。</p> <p>4) 附属設備の使用料は、1回(1日以内)の使用により徴収する。</p> <p>5) コインシャワーの使用は、1回100円とする。</p>				

別表第2 (第11条関係)

(単位：円)

使用区分				午前	午後1	午後2	午後3	夜間(照明含む。)	全日
				9:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 18:00	18:00~ 21:30	9:00~ 21:30
愛 西 市 立 田 体 育 館	専 用	競 技 場	全面	2,100	700	2,800	700	3,150	9,450
			半面	1,050	350	1,400	350	1,570	4,720
	使 用	剣道場		900	300	1,200	300	1,050	3,750
		柔道場		900	300	1,200	300	1,050	3,750
		料理実習室		1,620	540	2,160	540	1,890	6,750
		和室		840	280	1,120	280	980	3,500
		視聴覚室		1,830	610	2,440	610	2,130	7,620
		個 人 使 用	競 技 場	大人(高校 生以上)		200	200		200
	小・中学 生				100	100		100	300
	剣道 場 柔道 場								
附 属 設 備	名称							単位	金額
	舞台照明							一式	1,300
	放送設備							一式	600
<備考>									
1) 競技場(専用使用)の夜間を除き照明を使用するときは、1時間につき次の金額を加算する。 全面 200円 半面 100円									
2) 附属設備の使用料は、1回(1日以内)の使用により徴収する。									

別表第3 (第11条関係)

(単位：円)

使用区分				午前	午後 1	午後 2	午後 3	夜間 (照明含む。)	全日
				9:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 18:00	18:00~ 21:00	9:00~ 21:00
愛 西 市 佐 織 体 育 館	専 用	競 技 場	全面	4,200	1,400	5,600	1,400	4,800	17,400
			半面	2,100	700	2,800	700	2,400	8,700
	使 用	柔道場		900	300	1,200	300	900	3,600
		剣道場		900	300	1,200	300	900	3,600
		トレーニング室		600	200	800	200	600	2,400
		会議室		840	280	1,120	280	840	3,360
	個 人 使 用	競技場	大人 (高 校生以 上)	200	200	200	600		
		柔道場							
	使 用	剣道場	小・中 学生	100	100	100	300		
		トレーニング室							
附 属 設 備	名称							単位	金額
	舞台照明							一式	1,000
	放送設備							一式	600
<備考>									
1) 競技場 (専用使用) の夜間を除き照明を使用するときは、1時間につき次の金額を加算する。 全面 200円 半面 100円									
2) 附属設備の使用料は、1回 (1日以内) の使用により徴収する。									

(愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例 (平成17年愛西市条例第81号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

名称		昼間 (6:00~18:00)	夜間
佐屋総合運動場	グラウンド	1面 1,540円	1面 7,540円
	テニスコート	1面 200円	1面 1,200円
佐屋スポーツセンター		1,540円	4,540円
親水公園総合運動場	テニスコート	1面 360円	1面 1,360円
	多目的広場	1,540円	3,540円
立田総合運動場	グラウンド	1面 1,540円	1面 4,540円
	テニスコート	1面 200円	—
	ゲートボール場	1面 400円	—
八開運動場		1面 400円	—
佐織総合運動場	グラウンド	1面 1,540円	1面 6,540円
	テニスコート	1面 360円	1面 1,360円
備考			
1 使用時間は、2時間単位とする。			
2 夜間使用は、「佐屋総合運動場」「親水公園総合運動場」については、18:30~21:30の間の2時間とし、その他の施設は、19:00~21:00とする。			
3 夜間使用の期間は、4月1日から11月30日までとする。			

（愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正）

第5条 愛西市学校体育施設の開放に関する条例（平成17年愛西市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

学校名及び開放施設	運動場等			体育館等			備考
	単位	昼間使 用料	夜間使 用料	単位	昼間使 用料	夜間使 用料	
佐屋中学校		無料	—	半面	無料	600円	
佐屋中学校武道場		—	—	階	無料	600円	



永和中学校		無料	—	半面	無料	600 円	
永和中学校武道場		—	—	半面	無料	600 円	
立田中学校		無料	—	半面	無料	600 円	
		無料	—	剣道場	無料	600 円	
八開中学校	野球	無料	3,000 円	半面	無料	600 円	
	テニス	無料	1,000 円	卓球室	無料	600 円	
佐織中学校		無料	1,000 円	半面	無料	600 円	
佐織西中学校		無料	—	半面	無料	600 円	
佐屋小学校		無料	—	半面	無料	600 円	
佐屋西小学校		無料	—	半面	無料	600 円	
市江小学校		無料	—	半面	無料	600 円	
永和小学校		無料	—	半面	無料	600 円	
立田南部小学校		無料	—	全面	無料	600 円	
立田北部小学校		無料	—	全面	無料	600 円	
八輪小学校		無料	—	全面	無料	600 円	
開治小学校		無料	—	全面	無料	600 円	
北河田小学校		無料	—	半面	無料	600 円	
勝幡小学校		無料	—	半面	無料	600 円	
草平小学校		無料	—	半面	無料	600 円	
西川端小学校		無料	—	半面	無料	600 円	
<p>体育館等を全面使用する場合は、半面使用料の2倍とする。</p> <p>昼間に照明を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。</p>							

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例の規定に基づく申請その他の行為は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）前においても、行うことがで

きる。

- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。